

条件書 MV38_210501

1. 本条件書において、「ソフトウェア」とは、注文書に記載したソフトウェアを意味します。
2. 本契約第3条第1項にもとづき、乙が甲に提供する富士フイルムビジネスイノベーションソフトウェア環境復旧支援サービスの内容は次のとおりとします。
 - (1) HDD 障害または OS 障害により「ソフトウェア」の再インストールが必要となった場合、甲の要請にもとづき乙の指定する技術者は「ソフトウェア」を再インストールし、本契約第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙所定の管理台帳記載の状態に「ソフトウェア」を再設定します。
 - (2) 前号の再インストールに起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
 - (3) 「ソフトウェア」の障害により、当該「ソフトウェア」の再インストールが必要となった場合、乙の指定する技術者は、次号②の契約にもとづき、「ソフトウェア」の再インストールを実施するものとします。
 - (4) 前3号の実施は、甲乙間で次の①および②の契約が締結されていることを条件とします。
 - ① 「ソフトウェア」を搭載する機器に対する乙の障害切り分けサービスおよびソフトウェア再インストール・環境再設定サービスまたは Server PC あんしんバック
 - ② 「ソフトウェア」に対するソフトウェアサポート契約 レベル 2
3. 本契約第6条第1項を次のとおり変更します。
 - (1) 本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
 - (2) 前項の定めにかかわらず、「障害切り分けサービス契約」が終了した場合、本契約も自動的に同時に終了するものとします。
4. 本契約第15条に次の条項を追加します。

乙は、「支援業務」の実施により「ソフトウェア」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

以上